

平成24年度

農地白書

「見える化」を実現！
見つける・見抜く・見きわめる



編集・発行 湯梨浜町農業委員会

表紙写真

春、早朝の梨園から東郷湖を望む。
東郷湖周辺に広がる水田では、古く
から水稲作が行われてきました。
(湯梨浜町長江)

農地白書の発刊に当たって

「農地白書」は“農地を守り活かす全県運動”の取り組みの一環として「見える化」を目指すものであります。

今、農業は、高齢化や担い手不足等が進行し、農地は荒廃化、地域・集落は崩壊の危機に直面しております。

本町の農地等が抱えるあらゆる諸課題を見出し、その解決のために、今後の農業委員会活動のさらなる取り組みと、関係機関・団体の連携強化、そして国民的議論展開の一助になればと、本「白書」を作成致しました。

平成25年 3月

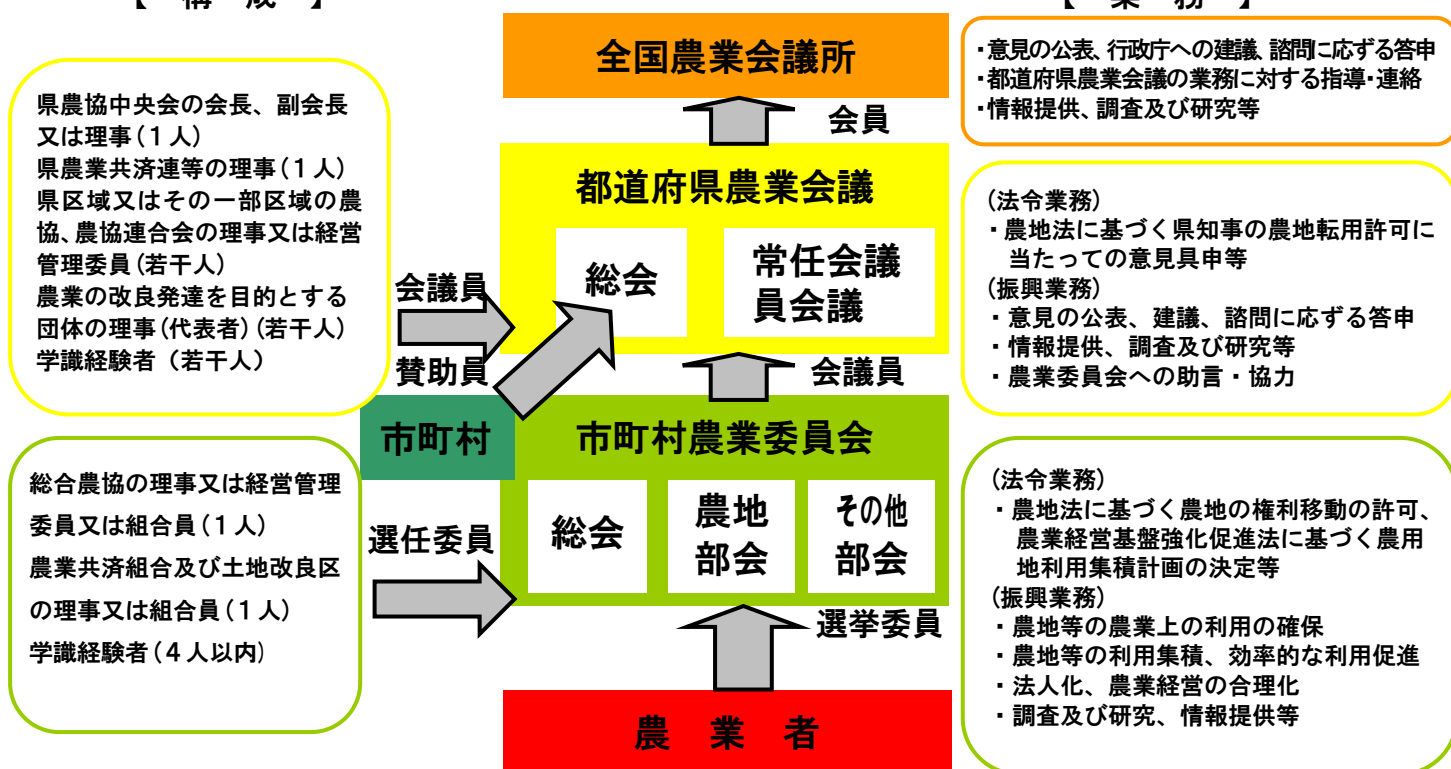
湯梨浜町農業委員会

会長 長谷川 誠一

農業委員会系統組織の体系

【構成】

【 業 務 】



湯梨浜町農業委員会の概要 (赤字は農地白書作成の根拠)

根拠法	農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年制定)	役割(所掌業務)	①農地法等規定に基づく許認可に係る事務処理 ◆農地法及びその他の法令によりその権限に属された農地等の利用関係の調整に関する事項 ◆農業経営基盤強化促進法等
組織	市町村に設置されている行政機関 (選挙・選任委員で構成する合議体の 行政委員会)		②地域農業振興を図る促進業務(農業振興業務) ◆農地等の確保、利用集積等の効率的な利用促進に関する事項 ◆法人化その他農業経営の合理化に関する事項 ◆生産・経営・生活に関する調査研究と情報提供
構成	農業委員定数 20 人(平成 16 年 10 月定) (うち選挙委員 13 人、選任委員 7 人)		③農業・農業者に関する意見の公表、建議及び答申 ◆農業・農民に関する事項について意見の公表、建議及び諮問に応じて答申

目次

農地白書の発刊に当たって （表紙の内面）
農業委員会系統組織の体系
市町村農業委員会・農業会議の概要

第1部【基本編】農地の基本的価値

◆①「食料供給」機能

図1 農業産出額の推移

◆②「就業創出（地域活力）」機能

図2 農業就業人口の推移と割合

◆③「環境保全」機能

図3 農業の多面的機能の貨幣評価

第2部【農地編】農地基盤・利用の姿

◆①遊休農地の実態と発生要因

図4 遊休農地の区分別面積と割合の推移

図5 農家類型別遊休農地面積の推移

図6 遊休農地の要因分析

◆②農地の立地条件

図7 農業地域類型別の面積割合

図8 農地整備の状況

図9 農地筆数及び1筆平均面積

◆③農地面積の推移と利用整備計画等の状況

図10 農地面積の推移

図11 農業振興地域内農用地区域の設定状況

図12 中山間直接支払い対象面積と協定数

◆④農地の利用状況

図13 営農類型別農地利用面積と農地利用率の推移

◆⑤農地の貸借状況

図14 農地貸借の推移（累計）

図15 農地賃借料の状況

図16 遊休農地解消後の利用状況

図17 解消事業の実施状況

◆⑥農地転用の状況

図18-1 農地転用面積の推移

図18-2 農地転用面積の内訳

図19 水張り水田（保全）の状況

第3部【労働編】農業就労（人）の姿

◆①農業就業者の状況

図20 類型別農家の推移

図21 基幹的農業従事者数の推移

図22 農業者の男女別年齢別構成割合

◆②就農の状況

図23 新規就農者の推移

図24 認定農業者の推移

図25 農業法人等の推移

第4部【組織編】

関係機関・団体の役割分担

◆①農業委員会の状況

図26 農業委員数の推移

図27 女性農業委員数と割合の推移

図28 事務局職員数の推移

◆②関係機関等との連携

図29 平成24年度農地パトロールの
農業委員等実施人数

第5部【特集編】

農業委員会系統組織活動の実績

1 農政活動トピックス

2 湯梨浜町農業委員会の主な建議事項

3 プロジェクト活動の概要

〈付〉

用語解説

農業委員名簿

湯梨浜町の風土

14

（裏表紙の内面）

（裏表紙）

第1部 基本編

農地の基本的価値

～「食料供給・就業創出・環境保全（3機能）」の発揮～

①「食料供給」機能

②「就業創出」機能

③「環境保全」機能

図1 農業産出額の推移
～産出額は減少傾向～

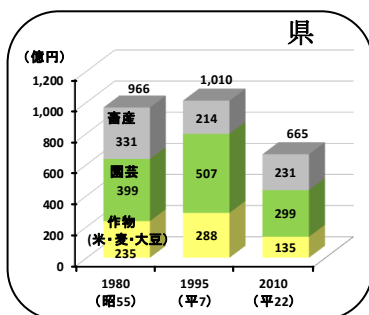


図2 農業就業人口の推移と割合
～就業者は半世紀で75%減少～

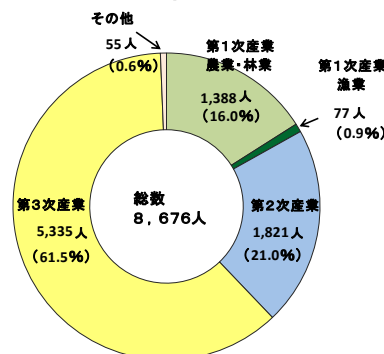
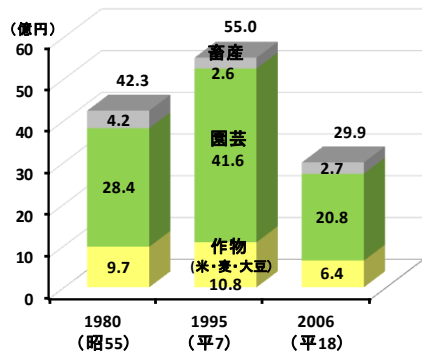
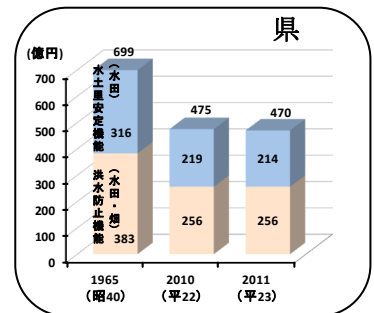
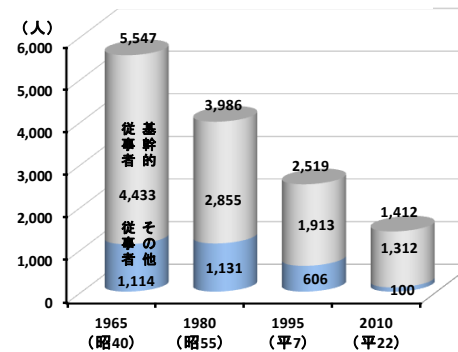


図3 多面的機能の貨幣評価
～町農林水産予算の4倍超～

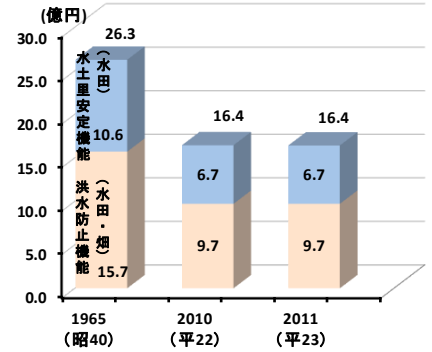


資料: 農林水産省「生産農業所得統計」



資料: 農林水産省「農林業センサス」

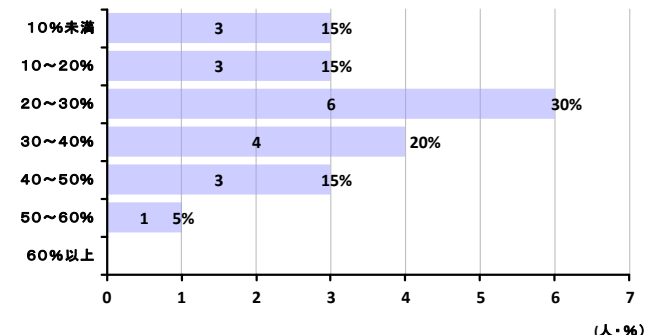
(注1) 農業就業人口: 農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業従事日数の方が多い者
(注2) 基幹的農業従事者数: 農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事の主」の者



資料: 日本学術会議、(株)三菱総合研究所「農業の多面的機能の貨幣価値」(平成13年)を基に、市町村内耕地面積に換算したもの。
(詳しくは、用語解説 14 頁参照)

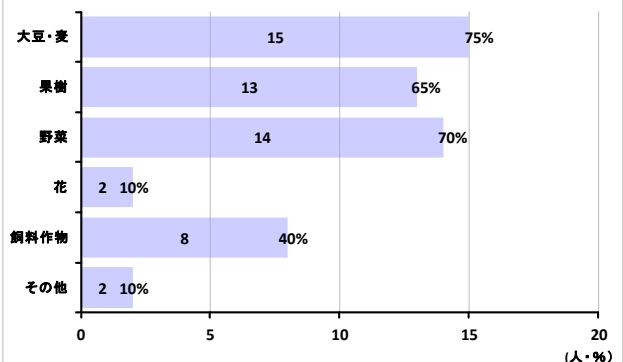
農業委員アンケート結果

【質問1】 水田(水張り)を維持拡大するため、転作率はどの程度を理想と考えるか。(選択 1項目)



【質問1】 コメント:
・ 3年ブロックローテーション維持のためにも30%位が良い
・ 水田は水田として水稻を全面的に作付けし、食糧不足に備えることが望ましいと思うが、米余りの現状ではそれなりの転作は必要

【質問2】 湯梨浜町で、今後、主食米(加工用米・備蓄米含む)以外で振興すべき作物は何だと考えるか。(選択 3項目)



【質問2】 コメント:
・ 「野菜」→ハウス栽培、「その他」→イチゴ

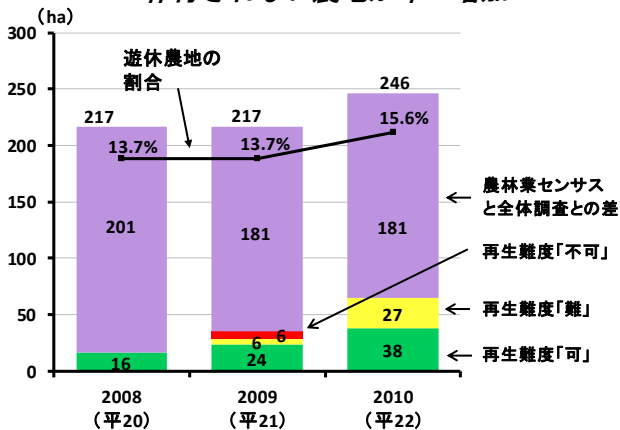
第2部 農地編

農地基盤及び利用の姿

～農地の確保「遊休農地対策」と農地利用集積の促進～

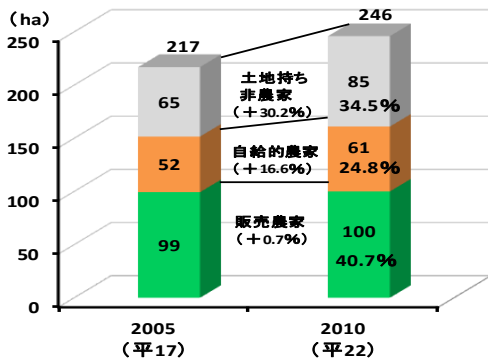
① 遊休農地実態と発生要因

図4 遊休農地の区分別面積と割合の推移
～作付されない農地が年々増加～



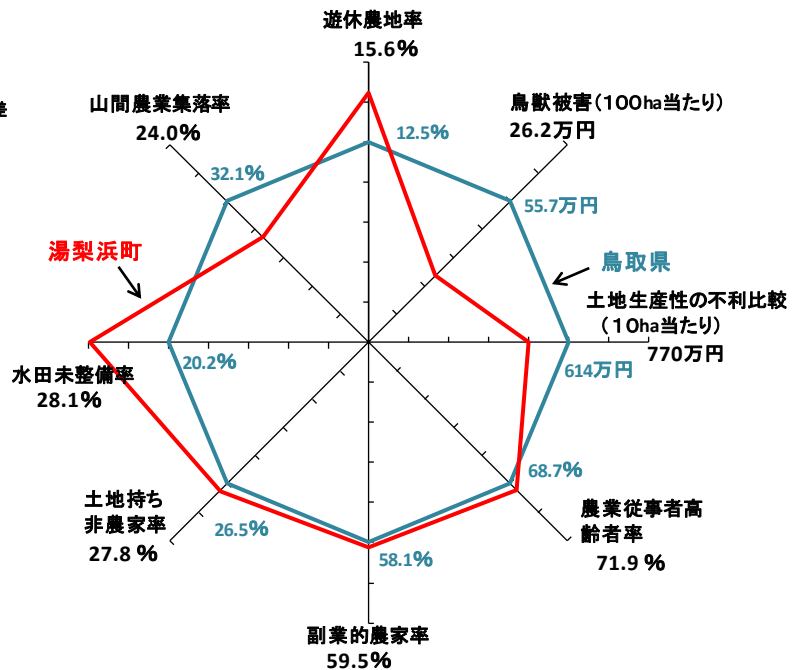
資料：合計面積は農林水産省「耕地面積調査」
区分別は農業委員会パトロール結果による
(注)遊休農地の割合は、
耕作放棄面積÷(経営耕地面積+耕作放棄面積)×100

図5 農家類型別遊休農地面積の推移
～販売農家以外で遊休農地が増加傾向～



資料：農林水産省「農林業センサス」
(注)センサスの耕作放棄地を遊休農地と表現

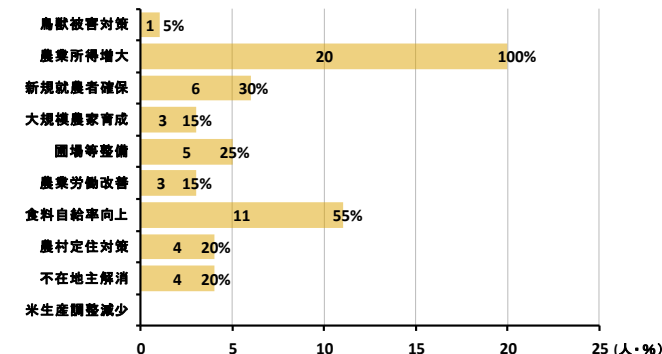
図6 遊休農地の要因分析
～小規模区画が多く、
担い手への集積が進みにくい～



資料：各数値は各種データに基づき算定(用語解説参照のこと)

農業委員会アンケート結果

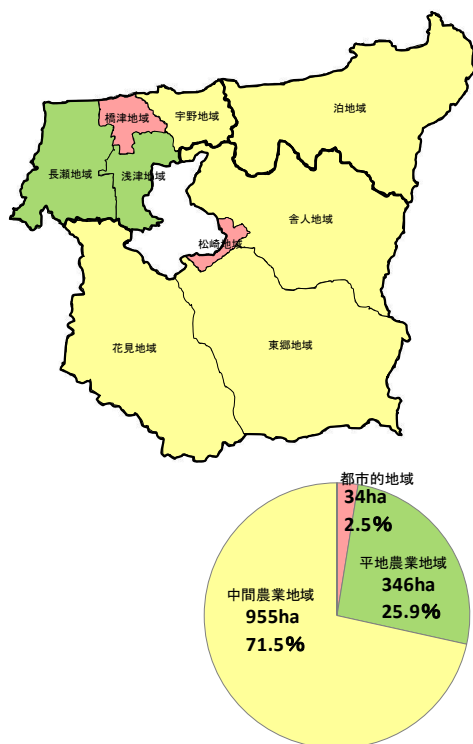
【質問3】遊休農地の発生には、さまざまな要因があるが、解決に必要な対策は何だと思いますか。(選択 3項目)



【質問3】コメント：
・「圃場等整備」→水田規格の変更

② 農地の立地条件

図7 農業地域類型別の面積割合
～中間農業地域が町の特色～

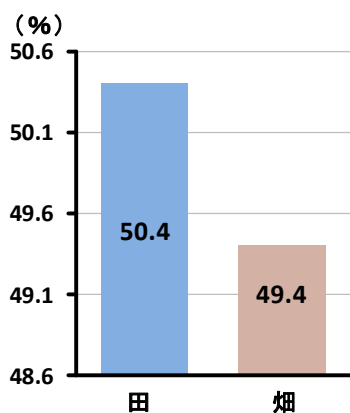


資料: 農林水産省「2010年世界農林業センサス農山村地域調査(農業集落)」

(注) 農業地域類型基準指標

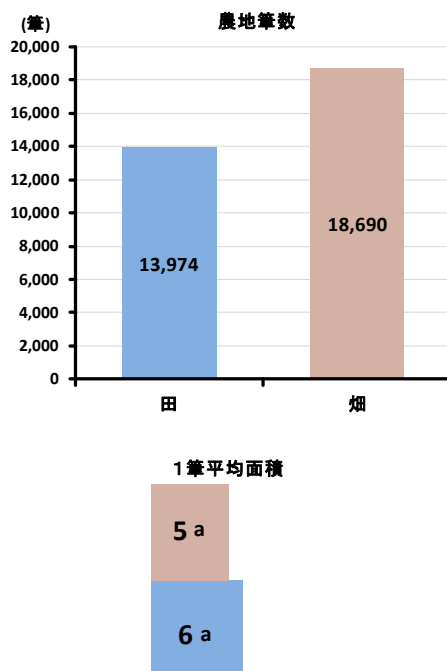
	都市的地域＝人口密度500人以上及び宅地等／可住地面＝60%以上
	平地農業地域＝耕地率20%以上かつ林野率50%未満
	中間農業地域＝耕地率20%未満
	山間農業地域＝耕地率10%未満かつ林野率80%以上

図8 農地整備の状況
～水田基盤整備の歴史は古く
整備率は見掛け上低い～



資料: 県農地・水保全課調べ

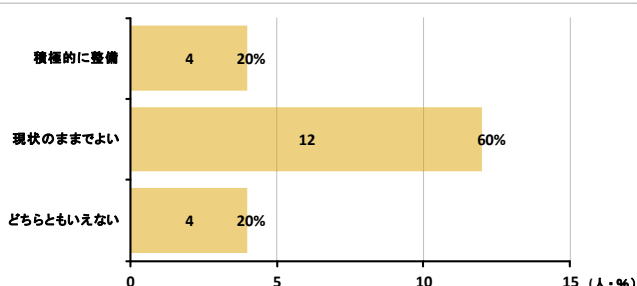
図9 農地筆数及び1筆平均面積
～田の平均面積は、県平均
8.5aの70%でかなり狭隘～



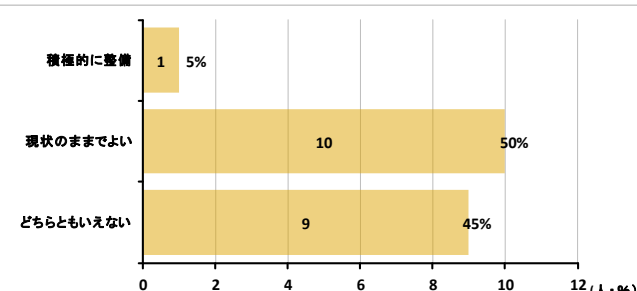
資料: 農業委員会調べ

農業委員アンケート結果

【質問4】農地の区画整備は、今後いかにあるべきと考えるか。(選択 1項目)
(水田について)

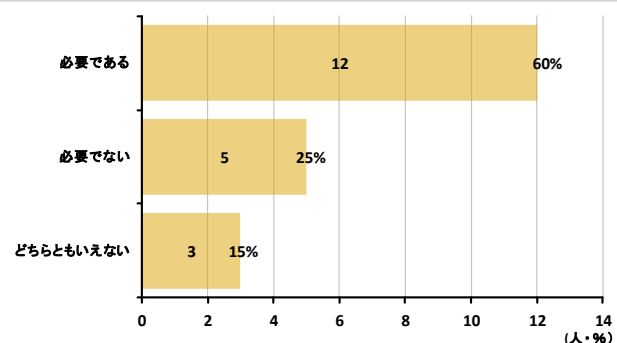


(畑について)



【質問4】コメント:
(水田について)・水田規格の変更
・客土

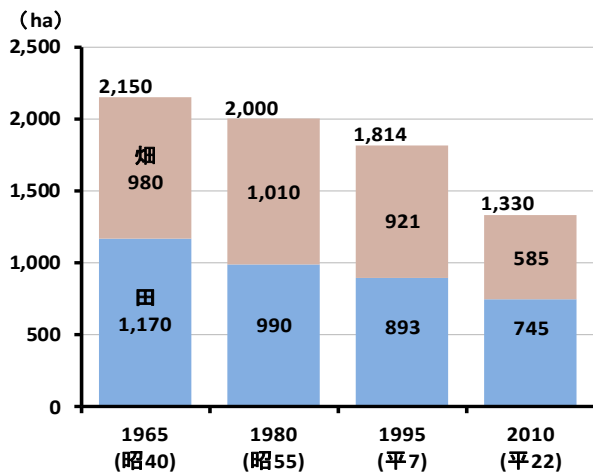
【質問5】下限面積は、自然的・経済的自然条件からみて営農条件が同一と認められる地域で農家の経営規模及び農業振興計画等を考慮して定められているが、下限面積の設定が必要か。その必要性についてはどうか。(選択 1項目)



③ 農地面積の推移と利用整備計画等の状況

図10 農地面積の推移

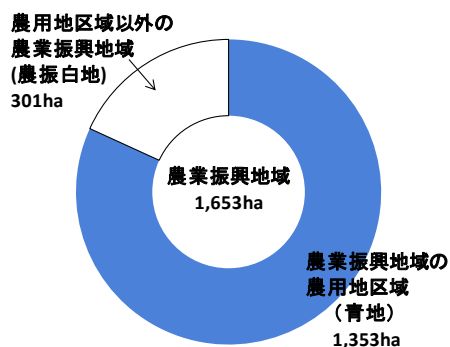
～半世紀で40%近く減少、畑の減少が顕著～



資料：農林水産省「耕地面積調査」
ラウンドで合計が一致しない場合がある

図11 農業振興地域内農用地区域の設定状況

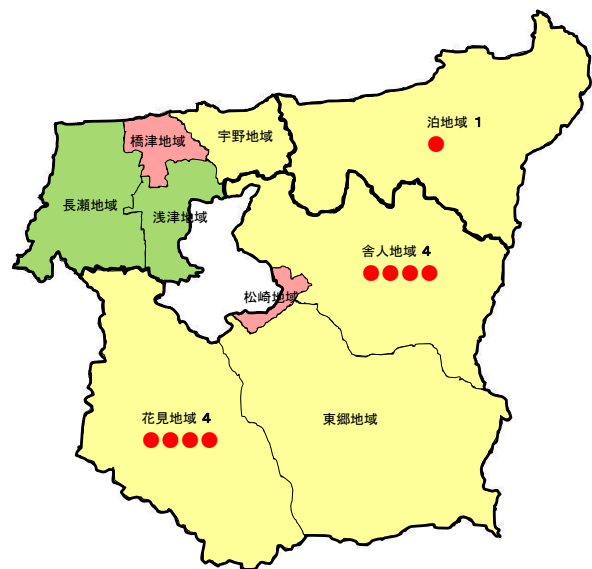
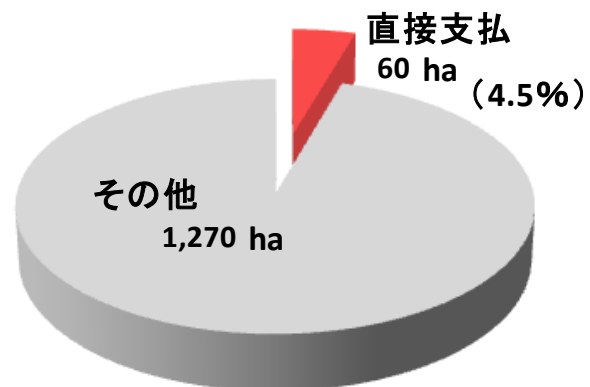
～求められる農地の総量確保～



資料：湯梨浜町農業振興地域整備計画による

図12 中山間直接支払い対象面積と協定数

～条件不利地域の農地維持に貢献～

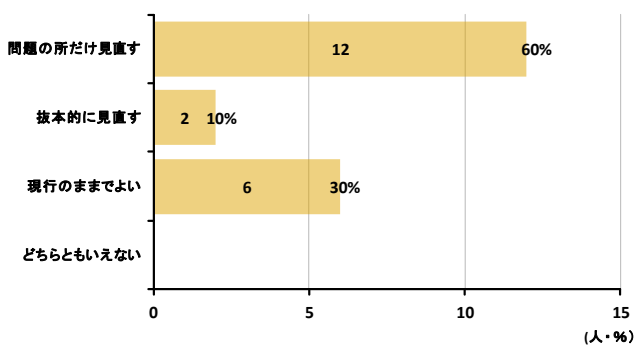


協定数 合計 9

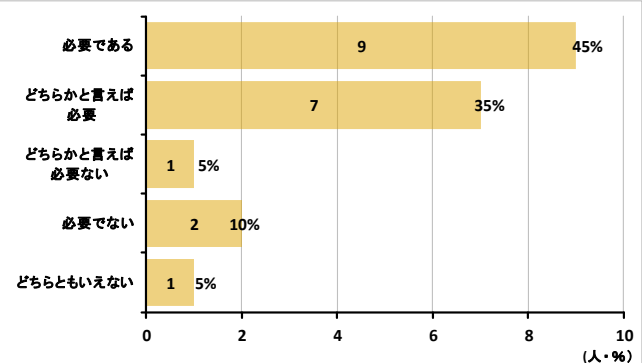
資料：県農地・水保全課調べ

農業委員アンケート結果

【質問6】優良農地を確保するため、農業振興地域が設定されているが、農業振興地域のあり方について農業委員会の農地行政を進めるうえでどのように考えるか。
(選択 1項目)



【質問7】中山間地直接支払制度があるが、今後どのように考えるか。
(選択 1項目)

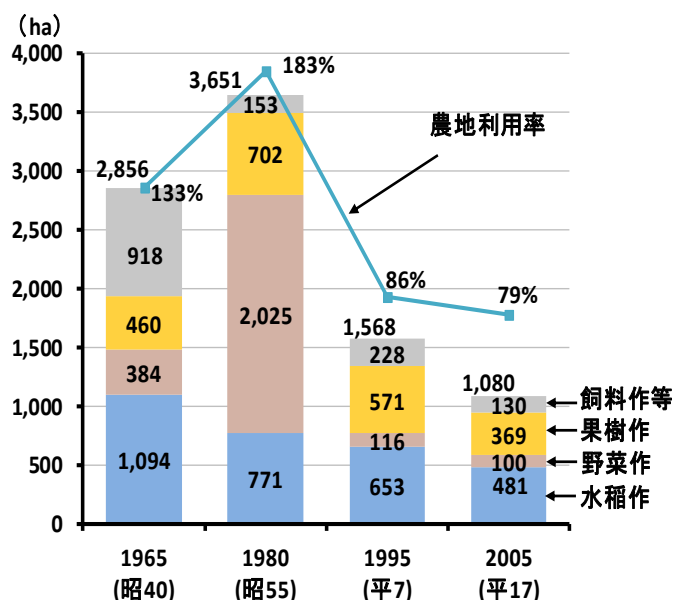


【質問7】コメント：

・農地、農林業維持のためには必要

④ 農地の利用状況

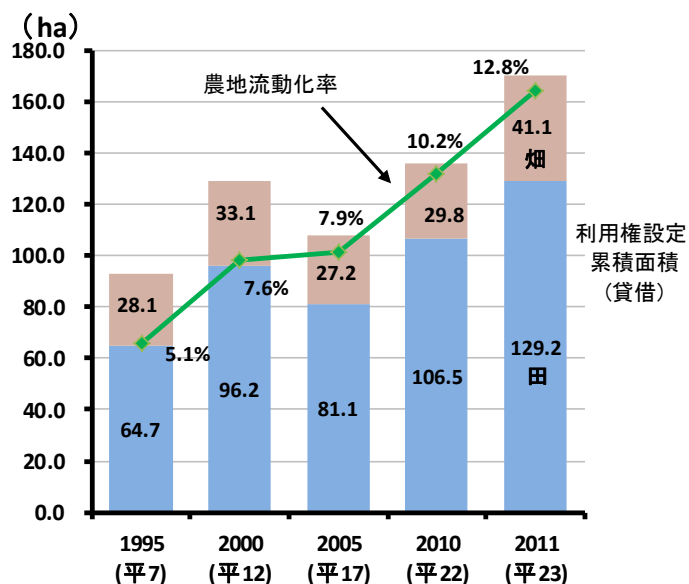
図13 営農類型別農地利用面積と農地利用率の推移
～野菜作と利用率が激減、果樹・水稻作が中心に～



資料：農林水産省「耕地及び作付け面積統計」
(注)利用率は、作付(栽培)延べ面積÷耕地面積×100

⑤ 農地の貸借状況

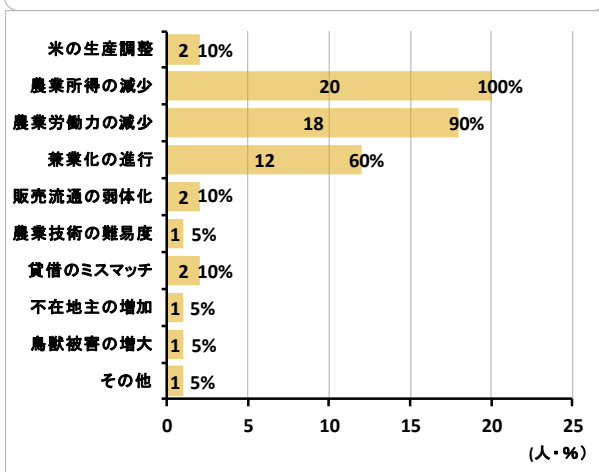
図14 農地貸借の推移(累積)
～田を中心に利用権設定が増加～



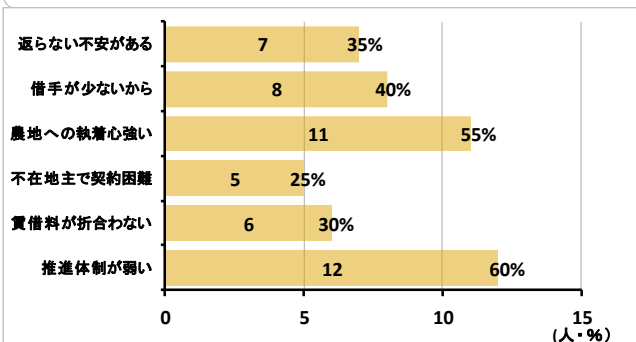
資料：農林水産省「農地面積調査」
「利用権設定面積」は農業会議調べ

農業委員アンケート結果

【質問8】農地利用率が下がっている主な理由は何だと思うか。
(選択 3項目)



【質問9】農地流動化が進まない理由は何だと思うか。
(選択 3項目)

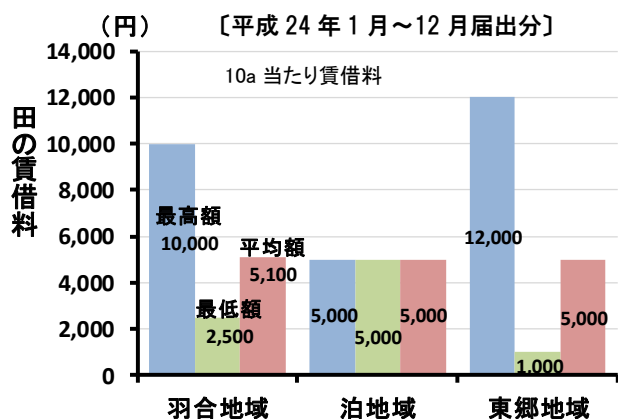


【質問9】コメント：

- ・貸手・借手のミスマッチ
- ・土地の条件が悪い、借手が少ない

図15 農地賃借料の状況

～賃貸借料の情報制度は定着しつつあるが、特異な例も～



資料: 農業委員会調べ

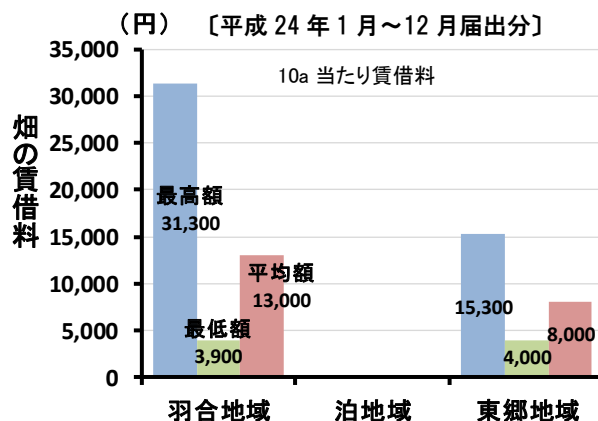
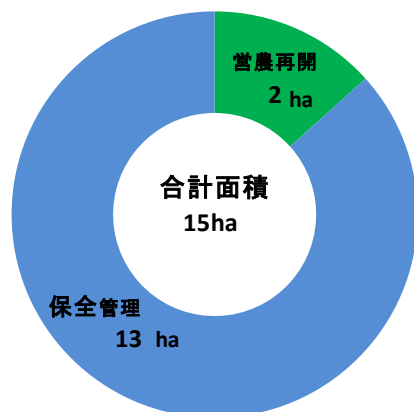


図16 遊休農地解消後の利用状況

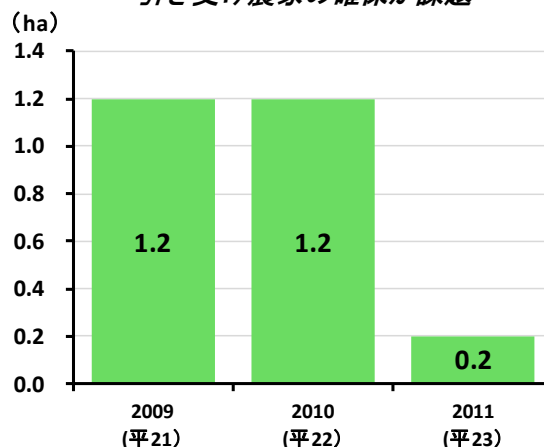
～営農再開は13%に留まる～



資料: 耕作放棄地全体調査結果による

図17 解消事業の実施状況

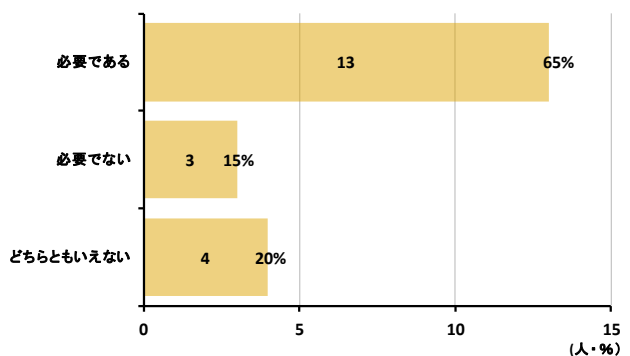
～引き受け農家の確保が課題～



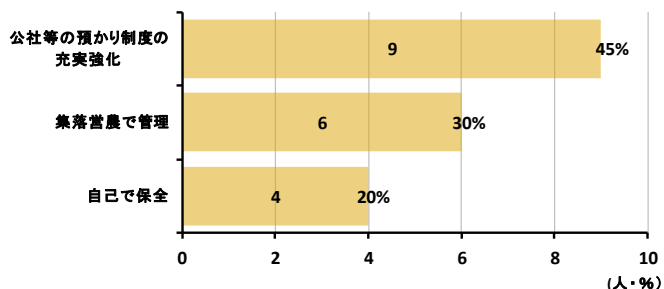
資料: 県経営支援課調べ

農業委員アンケート結果

【質問10】 標準小作料が廃止になって現行の農地賃借料情報となった。賃借料情報の提供は必要か。(選択 1項目)



【質問11】 貸し手・借り手のミスマッチなどにより遊休化寸前の農地が相当潜在していると見られている。農地保全対策はどうあるべきか。(選択 1項目)

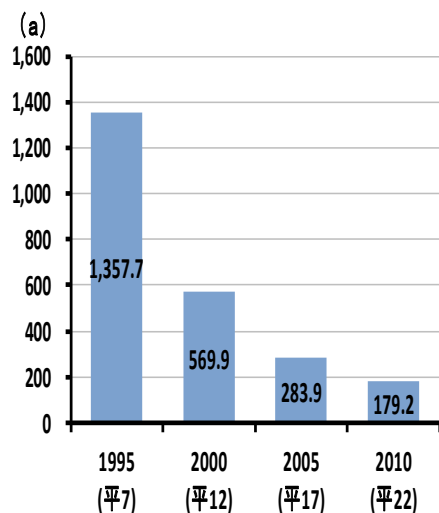


⑥ 農地転用の状況

図 1 8 - 1 農地転用面積の推移

【平 7 ～ 22】

～転用面積は 15 年で
大きく減少～



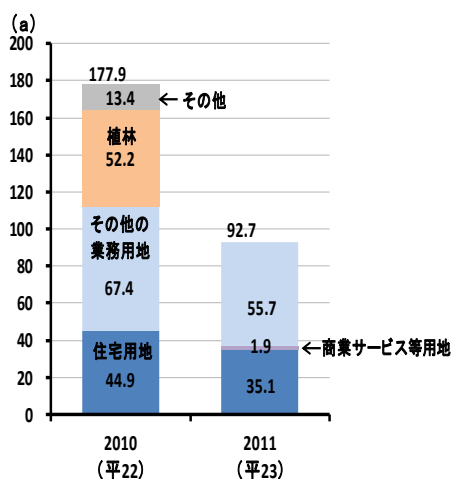
資料：農林水産省

1995「土地管理情報収集分析調査」
2010「農地権利移動等調査」

図 1 8 - 2 農地転用面積の内訳

【平 22 : 23】

～宅地・その他業務用地の
転用はほぼ横ばい～

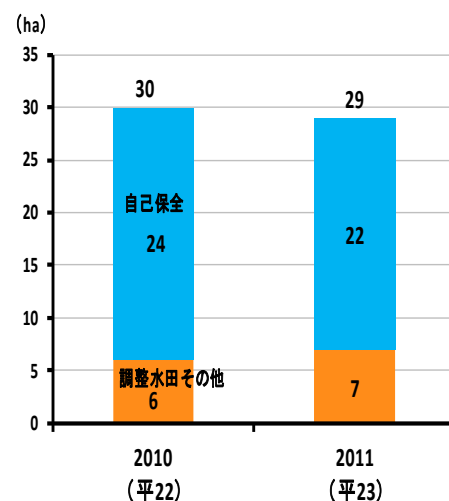


資料：農業会議調べ(農業会議答申のみ)

(注) 許可不要事案「公共的施設用地」は
データ公開が間に合わないため入っ
ていない。

図 1 9 水張り水田
(保全)の状況

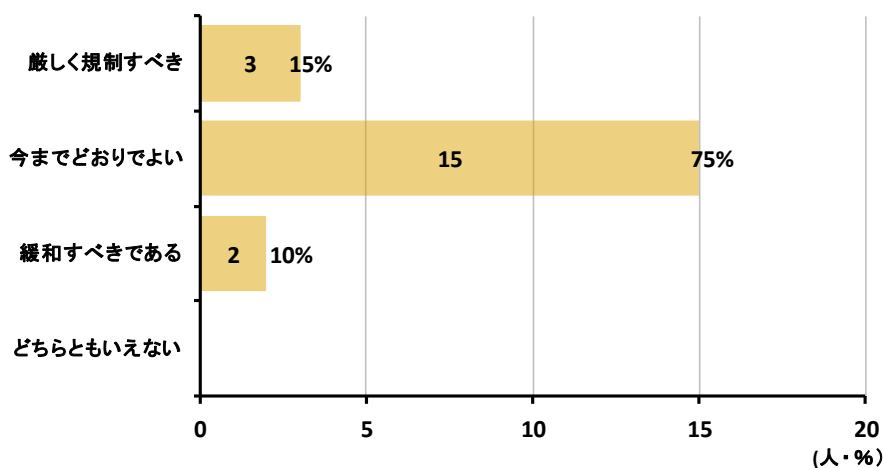
～前年とほぼ同じで慢性化～



資料：県生産振興課調べ

農業委員アンケート結果

【質問12】 農地転用の実態についてどう思うか。(選択 1項目)



【質問12】コメント：

- ・無意識に農地へ植林する例が増えているように思う
(広報が必要)
- ・不良な農地は植林転用も緩和すべき

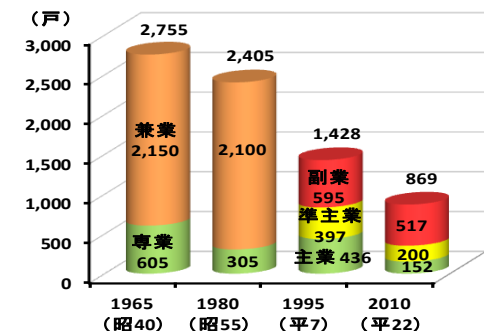
第3部 労働編

農業就労(人)の姿

～農業者の高齢化・世代交代を踏まえた労働力総量の確保～

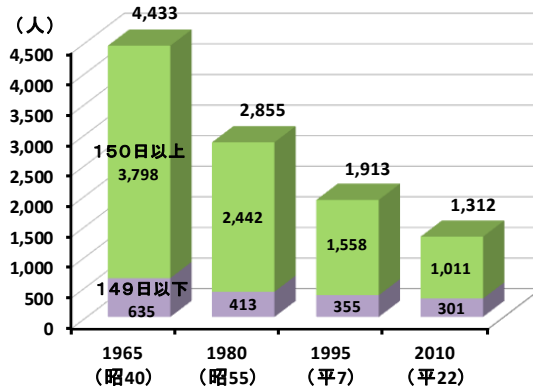
① 農業就業者の状況

図20 類型別農家の推移
～農家総数が45年で1/3以下に～



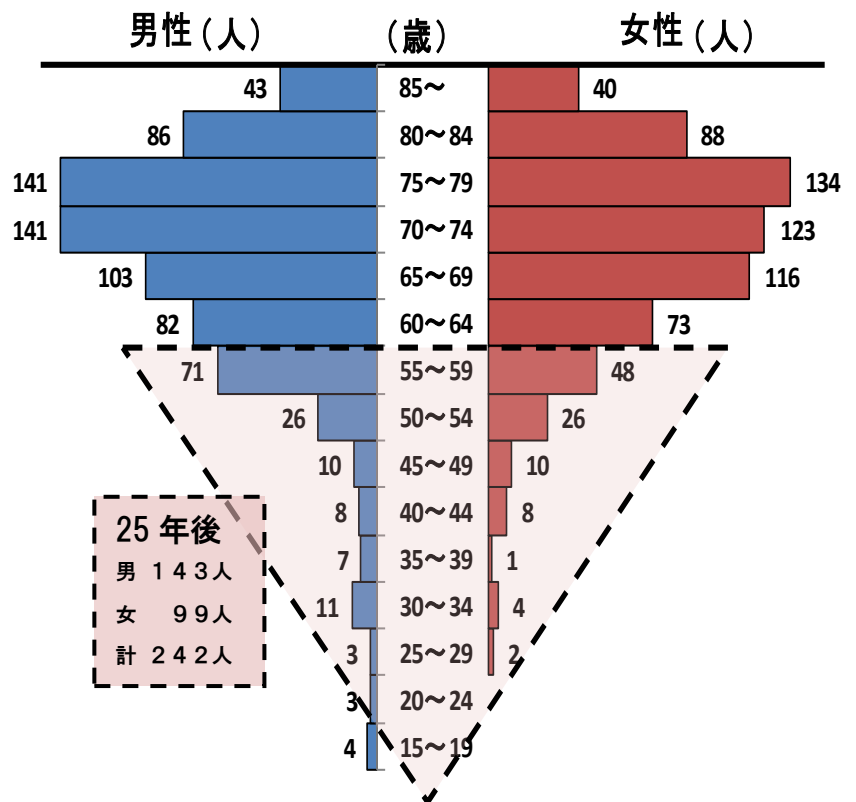
資料：農林水産省「農林業センサス」
(注)昭55以前は旧定義の農家、
平2以降は新定義の農家

図21 基幹的農業従事者数の推移
～基幹的農業従事者は大幅に減少～



資料：農林水産省「農林業センサス」

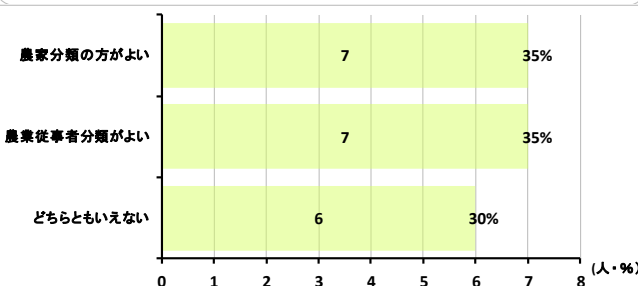
図22 農業者の男女別年齢別構成割合
～農業の中心従事者は70代、25年後の
農業者は242人？ 従事者確保が課題～



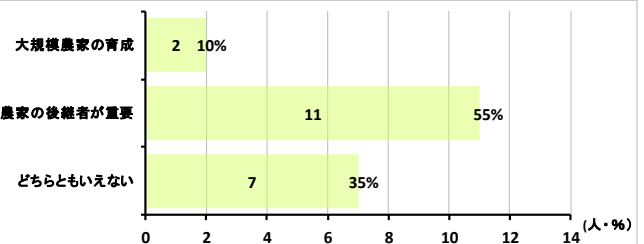
資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

農業委員アンケート結果

【質問13】農林業センサスでは、家族経営の家を単位とする農家分類(主業・準主業・副業別)と農業従事日数(基幹的従事者150日以上)の人を単位とした従事分類がされているが、農業問題を考える場合、どちらを重点に考えるのがよいと思うか。
(選択 1項目)



【質問14】いま、大きな世代交代期を迎えている。継続的に農業が経営できるような担い手対策はどう考えるか。(選択 1項目)

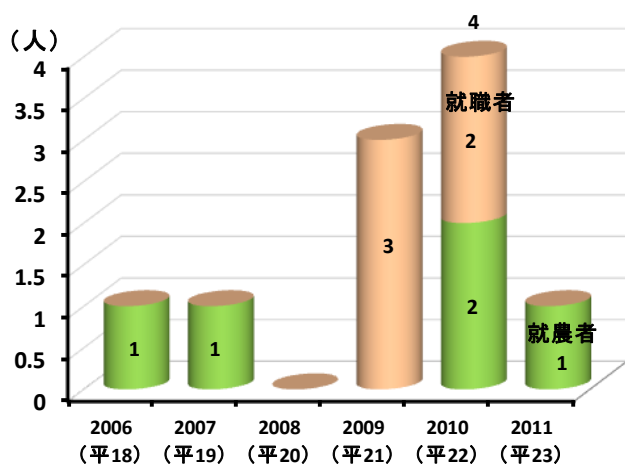


【質問14】コメント：

- ・小規模経営でも組織化(集落営農等)を図り、村を守り続けたい
- ・農家の後継者については、結婚問題もある

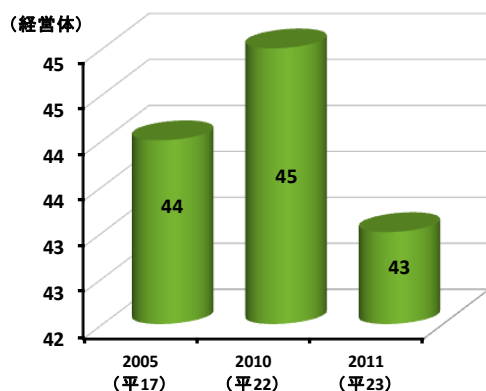
② 就農の状況

図23 新規就農者の推移
～僅かずつだが着実に～



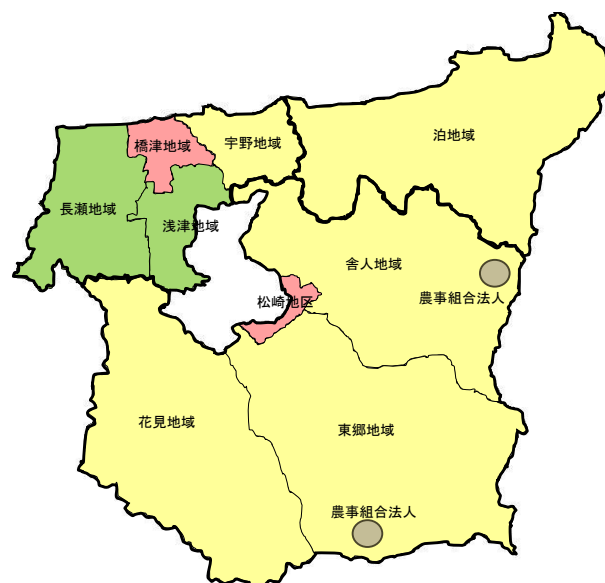
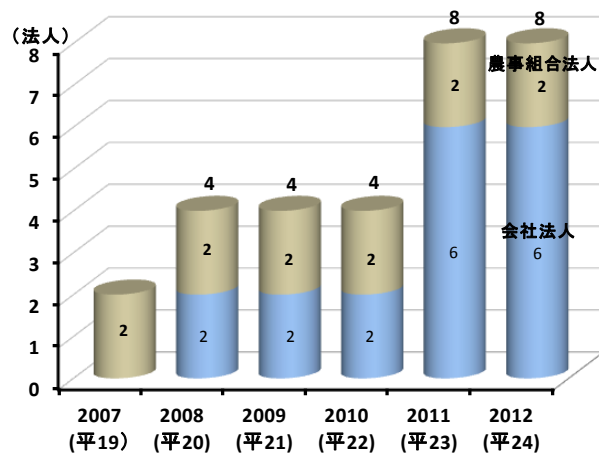
資料: 県経営支援課調べ

図24 認定農業者の推移
～新たな認定農業者の育成が課題～



資料: 県経営支援課調べ
農業委員会調べ

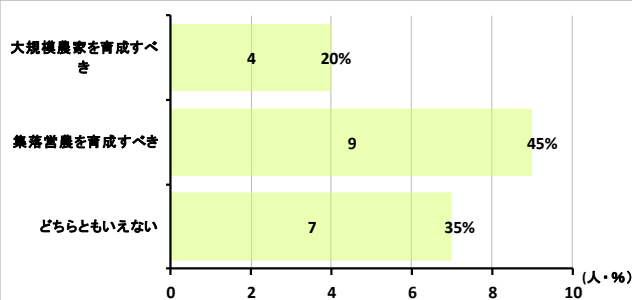
図25 農業法人等の推移
～会社法人の増加が顕著
農地保全の担い手の一端に～



資料: 県経営支援課調べ
農業委員会調べ

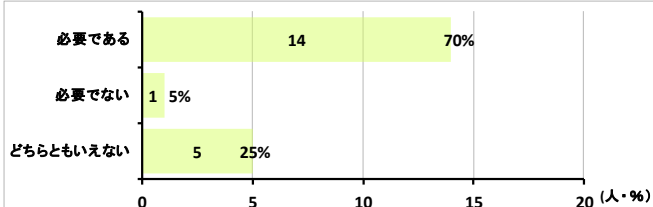
農業委員アンケート結果

【質問15】新規就農の状況をどう考えるか。(選択 1項目)

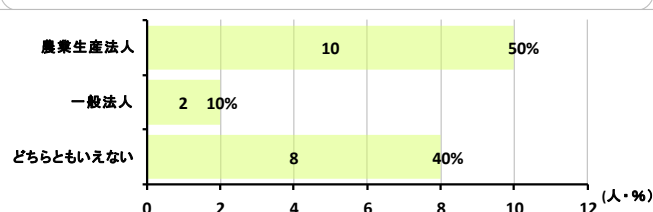


【質問15】コメント:
・オペレーター養成等担い手作りは大切

【質問16】認定農業者制度についてどう考えるか。(選択 1項目)



【質問17】農業法人等について
平成21年12月の農地法等改正以降、農業生産法人だけでなく一般法人等の農業
参加が可能となった。地域の農地を守るためどちらが今後より重要と考えるか。
(選択 1項目)

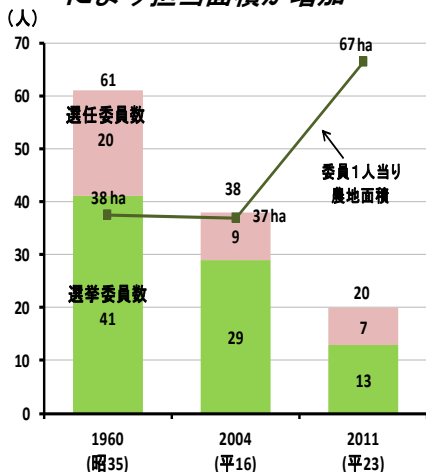


第4部 組織編

関係機関・団体の役割分担 ～広域化のなかでの関係機関・団体の連携強化～

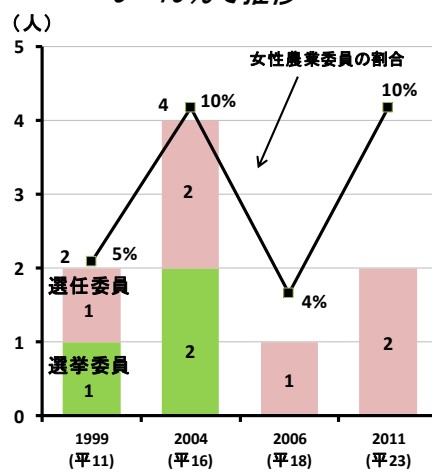
① 農業委員会の状況

図26 農業委員数の推移
～町村合併、定数見直し
により担当面積が増加～



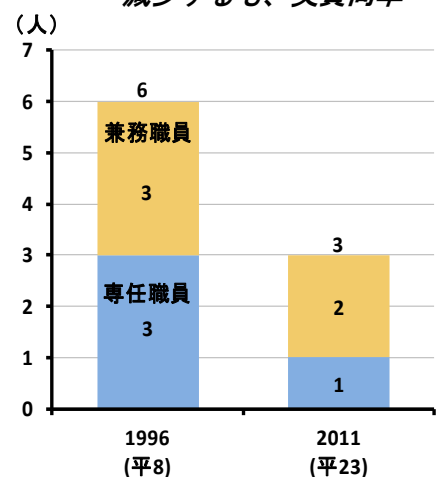
資料：農林水産省「耕地面積調査」
農業会議調べ

図27 女性農業委員数と割合の推移
～女性委員の割合は
5～10%で推移～



資料：農業会議調べ

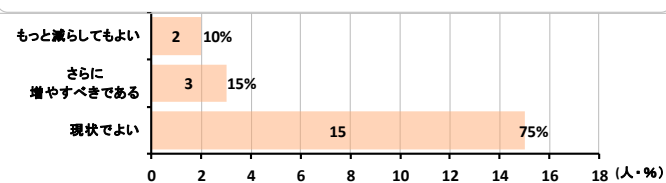
図28 事務局職員数の推移
～町村合併により員数は
減少するも、実質同率～



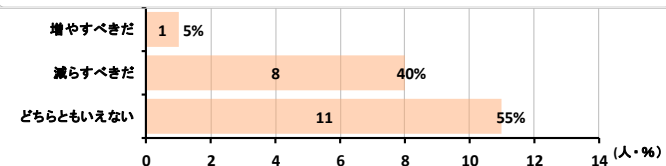
資料：農業会議調べ

農業委員アンケート結果

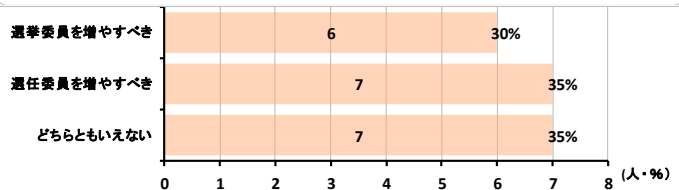
【質問18】市町村合併に伴い農業委員は減少している。この状況をどう考えるか。
(選択 1項目) 【選挙委員について】



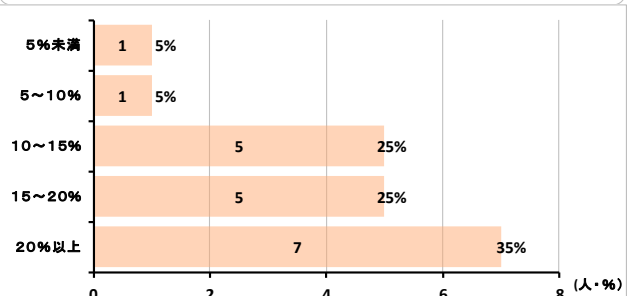
【選任委員の増減について】



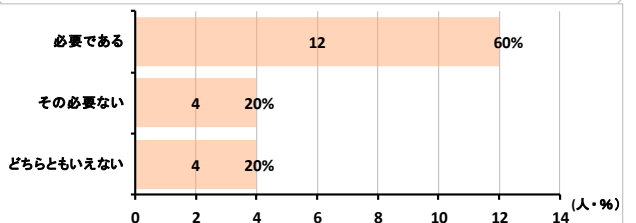
【質問19】女性農業委員の割合が問われている。どのように考えるか。
(選択 1項目)



【質問20】女性委員の割合を、当面どれくらいを目指すべきと考えるか。
(選択 1項目)



【質問21】事務局は事務増加への対応と法律・規則に関する専門知識が求められている。かつての農地主事のように専門的な職員を配置することについてどう考えるか。(選択 1項目)



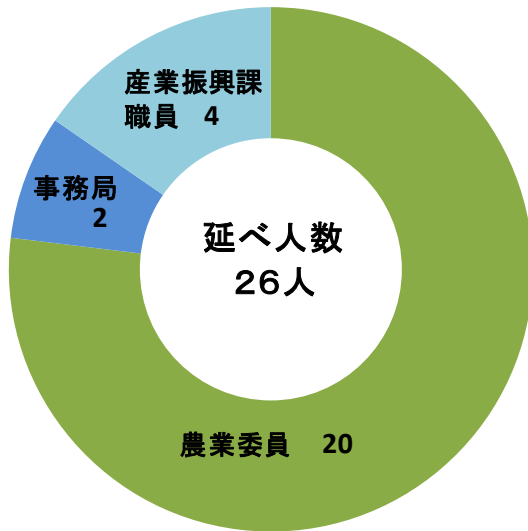
【質問21】コメント：

- ・業務を継続するには専門職員が必要
(委員は交代する)
- ・現状でも十分対応している

② 関係機関等との連携

図29 平成24年度農地パトロールの
農業委員等実施人数

～従来からの体制に変更なし～



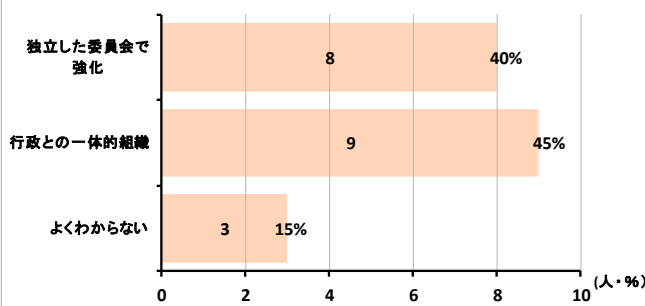
資料:農業委員会調べ

～管内における主な関係機関・団体～

- ・ 湯梨浜町 産業振興課
(町行政 担当部局)

農業委員アンケート結果

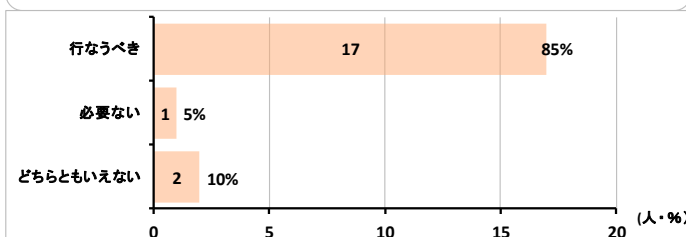
【質問22】いま農業委員会等組織のあり方が問われている。どうあるべきか。
(選択 1項目)



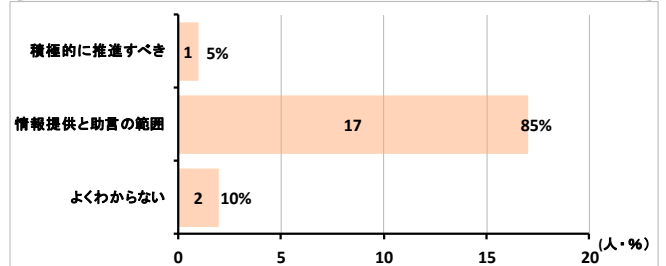
【質問22】コメント:

- ・現状は、出向という形で役場職員が配置されており、「行政との一体的組織」に近い状況と思うが、行政との連携が有る方が良いと思う

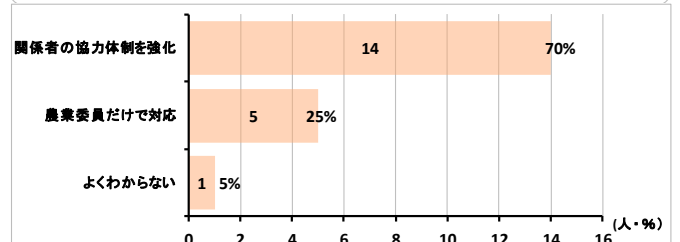
【質問23】農業委員会が毎年、戸別に行なう農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書の提出の機会を活用し、農地の規模拡大・縮小などの「農家経営意向調査(農地貸借等調査)」を行うことについてどう思うか。(選択 1項目)



【質問24】「人・農地プラン」作成への積極的な推進と情報提供等の支援・協力が農業委員会に求められているが、どこまでの取り組みが可能と考えるか。
(選択 1項目)



【質問25】農地パトロール実施(強化月間活動、日常監視活動)について、農業委員以外の協力を求める推進体制について、関係者の協力体制を整備すべきと考えるか。
(選択 1項目)



【質問25】コメント:

- ・協力体制が大事

第5部
特集編

農業委員会系統組織活動の実績

～農政・建議・プロジェクト等の活動強化と情報公開～

1 農政活動トピックス

★「食料・農業・農村の基本政策確立に向けた予算確保と具体的施策に関する提案」

(平成24年12月6日開催の平成24年度全国農業委員会会長代表者集会提案決議)

1 農地の有効利用対策の強化

- (1) 農地情報の整備・管理対策の強化
- (2) 農地の利用集積を加速するための環境整備
 - ① 「人・農地プラン」における認定農業者の位置づけ
 - ② 農業委員会による農地の利用集積と遊休農地に関する取り組みの体系化
 - ③ 農地利用集積円滑化団体による農地の保全
 - ④ 農地集積対策への支援強化
 - ⑤ 都道府県域における農地の面的集積促進の支援
- (3) 遊休農地の発生防止・解消対策の強化
 - ① 遊休農地の再生利用に向けた支援
 - ② 「農地トラスト制度(仮称)」の創設
 - ③ 「予備農地(仮称)」の考え方の導入と管理等への政策的な支援
 - ④ 非農地とした土地の管理・保全に向けた措置
- (4) 都市農地の活用の推進

2 担い手・経営対策の強化

- (1) 認定農業者等の経営改善支援
- (2) 農業者戸別所得補償制度の機能強化等
- (3) 土地利用型農業経営の体質強化
- (4) 農業者年金制度の積極的な推進

3 新規就農・人材育成対策の強化

- (1) 新規就農者の確保対策の強化
- (2) 農業の雇用改善

4 地域振興対策の強化

- (1) 都市計画制度等の見直しにおける都市農地の保全
- (2) 中山間地域対策など地域を支え守る施策の強化
- (3) 鳥獣被害対策の強化
- (4) 基盤整備の促進
- (5) 地域の農業者が主体となった6次産業化の推進
- (6) 再生可能エネルギーの利用推進

5 大震災・原発事故への万全な対応

- (1) 震災復旧・復興対策の迅速化と十分な対応
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故への万全な対応

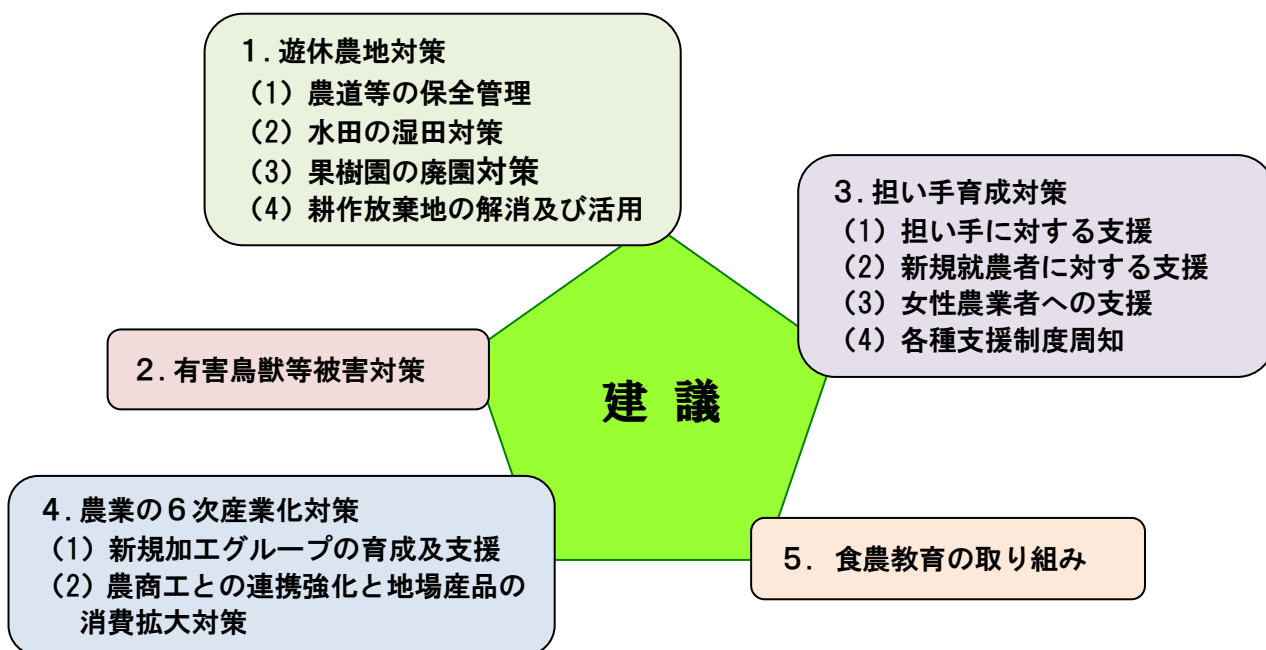
6 消費税・相続税への慎重な対応

7 農業委員会組織体制と機能の強化

2 湯梨浜町農業委員会の主な建議事項

本町の農業を取り巻く情勢は年々厳しさが増し、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加に加え、農業生産物価格の低迷や農業資材価格の上昇による生産意欲の低下等、様々な課題を抱えています。また、食の安全性に対する消費者意識の高まり、有害鳥獣による農作物の被害の増大、さらに急傾斜地等生産効率の悪い条件の下での農業生産等の現状があります。

こうした状況の対策として、農業の担い手育成、農産物の生産振興、農業生産基盤の整備及び地場産業の育成のため、以下の建議活動を行っています。



3 プロジェクト活動等の概要

農地パトロール

農地法第30条第1項に規定された利用状況調査の一環として、農業委員会と町行政部局の産業振興課と合同で、毎年農地パトロールを実施しています。
(第2部 農地編 図4、第4部 組織編 図29 参照)

農地あっせん

農業委員会へ寄せられる、高齢化等の事由により耕作が困難となった農地の耕作依頼に基づき、耕作・規模拡大希望者へのあっせんを行っています。
(第2部 農地編 図14～図17 参照)

委員研修活動

定例総会等の機会を捉えて、農地制度・担い手育成・6次産業化等の様々なテーマで関係諸団体から講師を招き、委員の資質向上を図るための研修を行っています。

用語解説

図 2

「農業就業人口」

農業のみに従事した世帯員及び農業と兼業の双方に従事したが、農業従事日数の方が多い世帯員

「基幹的農業従事者数」

農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事为主」の者

図 3

「農業の多面的機能」

農産物以外に、生産活動によって社会に役立つ有形・無形の価値が生み出されるもの。

環境保全機能や安らぎ機能、社会文化的機能、経済維持機能など。

$$\text{「洪水防止機能評価額」} = \frac{\text{全国洪水防止機能評価額}}{\text{全国田畑面積}} \times (\text{73万円/ha}) \times \text{市町村田畑面積}$$

$$\text{「利水安定機能評価額」} = \frac{\text{①}}{\text{全国水稻面積}} \times (\text{90.3万円/ha}) \times \text{市町村水稻面積}$$

※①＝(河川流況安定機能＋地下水かん養＋土砂崩壊防止＋気候緩和＋土壌浸食防止)

「農業の多面的機能の評価方法（全国）」

機 能		評 価 方 法
洪水防止		田畑の貯水能力を評価
水 土 里 安 定	河川流況安定	水田灌漑用水の還元能力
	地下水かん養	水田地下水かん養量を評価
	土砂崩壊防止	土砂崩壊の水田抑止力
	気候緩和	水田気温低下効果(−1.3℃)
	土壌浸食防止	農地耕作の土壌浸食防止
保 健	有機廃棄処理	下水汚泥等の農地還元分
	保健・休養	農村地域への旅行支出額

図 4

「耕作放棄地」

この数年の間に再び耕作する考えのない農地(農林業センサス用語)

「遊休農地」

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(農地法)

図 6

- ① 遊休農地の割合＝
耕作放棄地面積／経営耕地面積＋耕作放棄地面積
＊農林水産省「2010 世界農林業センサス」
- ② 鳥獣被害額(100ha 当たり)＝鳥獣被害額／耕地面積
＊鳥取県農林水産部調べ「鳥獣被害状況」
- ③ 土地生産性(10ha 当たり)＝農業所得／耕地面積
＊農林水産省「生産農業所得統計」
- ④ 農業従事者高齢者率＝65 歳以上／農業就業人口
＊農林水産省「2010 世界農林業センサス」
- ⑤ 副業的農家率＝副業的農家数／販売農家数
＊農林水産省「2010 世界農林業センサス」
- ⑥ 土地持ち非農家率＝土地持ち非農家数／総農家数＋土地持ち非農家数
＊農林水産省「2010 世界農林業センサス」
- ⑦ 水田未整備率＝30a以上区画未整備水田面積／水田面積
＊農林水産省「農業基盤情報基礎調査報告書」
- ⑧ 山間農業集落＝山間農業地域集落数／集落数
＊農林水産省「2005 農林業センサス」

図 7

「農業地域類型」

短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって市町村及び市区町村(昭和25年2月時点の市町村)を類型化したもの

図 1 1

「農業振興地域」

農振法に基づく市町村の農業振興整備計画でマスタープランに定められた優良農地を確保するための地域。

図 1 4

「農地流動化」

土地の農業上の効率的利用をはかるため、その利用関係を調整すること。農用地利用増進事業(75 年)を体系化・統合化されて 80 年には農地利用増進法が制定された。さらに 93 年には効率的かつ安定的な農業経営を育成するための農業経営基盤強化促進法が制定された。

「利用権設定」

農用地等の賃借や売買を円滑に進め、経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように促進するため(農業経営基盤強化促進法)、農地の賃借及び所有権移転(利用権の設定・移転)による権利移動のこと。

図 2 0

「販売農家、自給的農家」

- ・販売農家 経営耕地面積が 10 a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家
- ・自給的農家 経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家

「主業、準主業、副業的農家」

- ・主業農家 農業所得が主(総所得の 50%以上)・年間 60 日以上農業従事(65 歳未満)
- ・準主業農家 農外所得が主・従事者は主業農家と同じ
- ・副業的農家 主業、準主業農家以外の農家

「専業農家、兼業農家」

- ・専業農家 世帯員のなかに兼業従事者が 1 人もいない農家
- ・兼業農家 【1 種】兼業従事者が 1 人以上おり、かつ農業所得の方が多い農家
【2 種】兼業従事者は(同上)、かつ兼業所得の方が多い農家

図 2 4

「認定農業者」

農業経営の目標等の計画(経営改善計画)を作成し市町村長の認定を受けたもの

図 2 5

「農業生産法人」

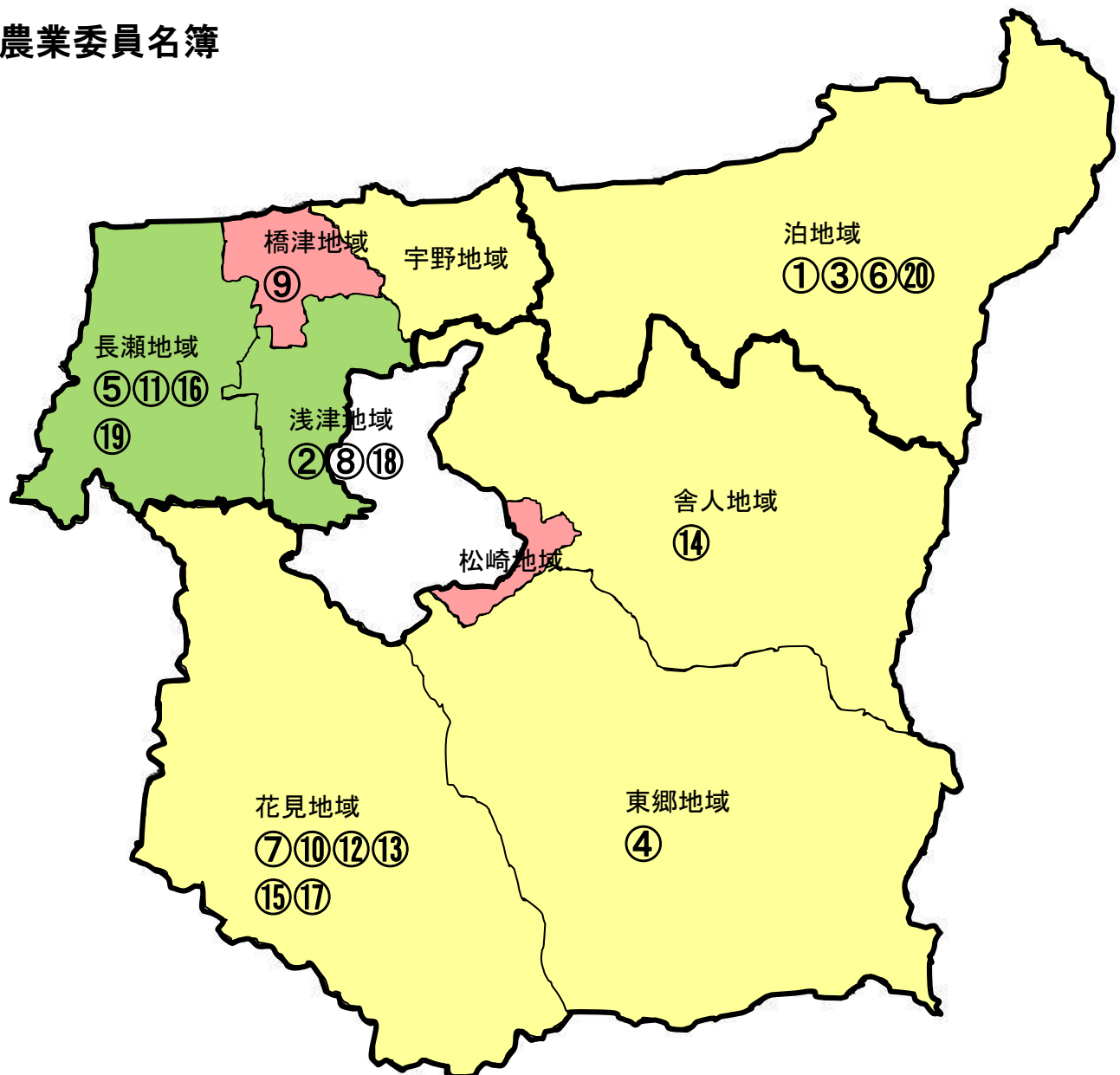
農地法で規定する農地を利用して農業経営を行なう法人。農事組合法人、持分会社(合名、合資、合同会社)、株式会社(株式譲渡制限会社に限る)の 5 形態。事業や構成員、役員についても一定の要件が農地法で定められている。

図 2 6

「農業委員定数」

市町村の裁量の拡大と業務運営等の効率化等を促進するため、必置基準面積の見直し、選挙委員の下限定数を条例に委任する措置が講じられている。

農業委員名簿



	選挙・ 選任別	氏 名	備 考		選挙・ 選任別	氏 名	備 考
1	選挙	木 下 善 議	担い手対策部会	11	選挙	津 村 鐵 雄	農地対策部会
2	選挙	河 井 勝 重	担い手対策部会	12	選挙	長谷川 誠 一	会長（農政部会）
3	選任	藤 井 亮 子	農政部会	13	選任	前 田 竹 志	担い手対策部会
4	選挙	谷 口 憲 昭	農地対策部会	14	選挙	土 井 繁 美	農地対策部会
5	選任	小 谷 栄 一	担い手対策部会	15	選挙	松 岡 昭 博	農政部会
6	選挙	山 本 寿 孝	職務代理 (担い手対策部会)	16	選挙	山 田 直 人	担い手対策部会
7	選任	竹 内 剛	農地対策部会	17	選任	佐々木 素 子	農政部会
8	選任	足 立 憲 信	農政部会	18	選挙	山 下 昇	農政部会
9	選挙	今 市 満 久	農政部会	19	選任	酒 井 富士夫	農地対策部会
10	選挙	音 田 嘉 則	担い手対策部会	20	選挙	山 下 正 則	農地対策部会

湯梨浜町の風土 ～農地・農業ポテンシャルの開花(潜在力・可能性)～

本町は、中央部に周囲約 12kmの東郷湖、南東部一帯から海岸までは、山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。北西の海岸部は砂丘地帯が広がり、西部には天神川から東郷湖に至る平野が形成されています。

このように本町は、海、湖、川、山など、豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。

本町の農業の形態は、山間・丘陵地帯での二十世紀梨を中心とした果樹栽培、東郷湖周辺の東郷・羽合平野では、土地利用型の水稲作が行われ、羽合地域の砂丘畑やその他地域の転換水田等では、施設園芸作物栽培による高収益農業が進められています。

農地流動化の基本となる農地の貸借については、利用権設定事業が町民に浸透してきており、田を中心に利用権設定が増加し、担い手への農地集積が進んできています。

町章



湯梨浜町の頭文字「Y」をモチーフに、大空にはばたく翼をイメージし、青と緑と白で豊かな自然(海・池・温泉・梨・砂浜)を表現しており、全体として、自然・人・産業が共生する町の団結、友愛、飛躍発展を願うとともに、明るい未来を表現しています。

町の花 ：トウテイラン



環境省の絶滅危惧種Ⅱ類(VU)に指定されている植物で、県内では湯梨浜町のみに自生しています。町の花として、将来にわたり保護していきたいという思いから、町花に選定されました。

町の木 ：梨



湯梨浜町には梨生産者が多く、二十世紀梨の産地として有名です。また町名にも「梨」の字が使われており、町の木としてふさわしいことから、町木に選定されました。

【湯梨浜町農業委員会】
住 所 〒682-0723
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1
電 話 0858 - 35 - 5389
F A X 0858 - 35 - 5387 E-mail ynogyo@yurihama.jp